

第6回大館市子ども・子育て会議

日時 平成27年3月19日(木) 18:00～

場所 総合福祉センター3階第2研修室

次 第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 事

(1) 保育部会における検討結果について

- ・1号認定の保育料の変更〔資料1、2〕
- ・2号、3号認定の選考について（利用調整）〔資料3〕
- ・平成27年度の1号認定の幼稚園、認定こども園への入園申込方法について

(2) 大館市子ども・子育て支援事業計画（案）について

- ・事業計画（案）の一部修正〔資料4〕
- ・パブリックコメント及び委員意見書〔資料5〕

(3) その他

- ・平成27年度のスケジュール

4. 閉 会

教育標準時間(幼稚園)利用者負担額【1号】

資料1

新制度(平成27年度以降) 変更前						新制度(平成27年度以降) 変更後					
階層	定 義		利用者負担額			階層	定 義		利用者負担額		
			国提示額 (限度額)	大館市	割合				国提示額 (限度額)	大館市	割合
①	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯含む) 及び中国残留邦人等の円滑な 帰国の促進及び永住帰国後の 自立の支援に関する法律に よる支援給付受給世帯		0	0	—	①	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯含む) 及び中国残留邦人等の円滑な 帰国の促進及び永住帰国後の 自立の支援に関する法律に よる支援給付受給世帯		0	0	—
②	市町村民税 非課税世帯		9,100	4,500	49.45%	②	市町村民税 非課税世帯 ※所得割非課税 世帯を含む		3,000	3,000	100.00%
		うち母子 世帯等	0	0	—						
③	市町村民税 所得割非課税世帯		9,100	6,900	75.82%						
		うち母子 世帯等	0	0	—			うち母子 世帯等	0	0	—
④	市町村民税 所得割課税額	77,100円以下	16,100	12,100	75.16%	③	市町村民税 所得割課税額	77,100円以下	16,100	12,100	75.16%
		うち母子 世帯等	15,100	11,100	73.51%			うち母子 世帯等	15,100	11,100	73.51%
⑤		77,101円以上 211,200円以下	20,500	15,400	75.12%	④		77,101円以上 211,200円以下	20,500	15,400	75.12%
⑥		211,201円以上	25,700	19,300	75.10%	⑤		211,201円以上	25,700	19,300	75.10%

※8月までは前年度、9月以降は当該年度の市町村民税による区分(予定)

※幼稚園年少から小学校3年までの範囲で、上から2人目は半額、3人目以降0円とする。(現行制度を継続)

※現在(H26)の保育料が、利用者負担額よりも低い保育料を設定している場合は、一定の要件の下で経過措置を講ずる。(予定)

※給付単価を限度する。

※8月までは前年度、9月以降は当該年度の市町村民税による区分(予定)

※幼稚園年少から小学校3年までの範囲で、上から2人目は半額、3人目以降0円とする。(現行制度を継続)

※現在(H26)の保育料が、利用者負担額よりも低い保育料を設定している場合は、一定の要件の下で経過措置を講ずる。(予定)

※給付単価を限度する。

平成27年度における特定教育・保育施設等の利用者負担(月額)

- 幼児教育無償化に向けた取組(低所得者世帯への支援)として、1号認定子どもの第2階層に係る国が定める水準については、昨年5月末に提示したイメージから一層の軽減(9,100円→3,000円)を図ることとなった(平成27年4月施行)。
- その結果、平成27年度予算案に基づき国が定める利用者負担の上限額基準(国庫(都道府県)負担金の精算基準)は、以下のとおりとなる。

教育標準時間認定の子ども (1号認定)

階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税 非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	9,100円 → 3,000円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	25,700円

- ※ 小学校3年以下の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
- ※ ただし、給付単価を限度とする。
- ※ なお、平成26年度の保育料等の額が市町村が定める利用者負担額よりも低い私立幼稚園・認定こども園については、現在の水準を基に各施設で定める額とすることも認める(経過措置)。

- また、ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)の子どもについては、第2階層は0円、第3階層は上記額より1,000円減とする。

保育認定の子ども (2号認定：満3歳以上) (3号認定：満3歳未満)

階層区分	利用者負担		利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円
③所得割課税額 48,600円未満	16,500円	16,300円	19,500円	19,300円
④所得割課税額 97,000円未満	27,000円	26,600円	30,000円	29,600円
⑤所得割課税額 169,000円未満	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円

- ※ 満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担額は、3号認定の額を適用する。
- ※ 小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
- ※ ただし、給付単価を限度とする。

利用調整(2・3号の入園申込者の選考)の方法について

下記の調整基準において指数の高い子どもから入園内定者を選考する。

第1希望が受入上限に達していた場合、第2希望以降の施設で選考する。

資料3

大館市利用調整基準細目(案)

基本指数

H27.4.1～

保育を必要とする事由		母親の状況(ひとり親世帯の場合は父親)		
番号	類型	細 目	適用	調整指数
1	就労 ※自営、農業 内職などを 含む	月就労時間 176時間以上	目安1日8時間	11
		月就労時間 154時間以上	目安1日7時間	10
		月就労時間 132時間以上	目安1日6時間	9
		月就労時間 120時間以上	目安1日5.5時間	8
		月就労時間 88時間以上	目安1日4時間	7
		月就労時間 48時間以上 88時間未満	目安1日2～4時間	6
2	妊娠・出産		出産前後8週間(妊娠中で安静が必要と認められた期間を含む)に該当	9
3	保護者の 疾病、障害	疾病(長期入院・常時臥床)	おおむね1ヶ月以上の入院または常時臥床	10
		疾病(長期加療)	医師が長期加療(安静)を要すると診断した者	8
		障害1・2級(身体・精神) 療育A	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳を所持している	10
		障害3級(身体・精神) 療育B		7
		身体障害4級以下		5
4	介護・看護等	長期入院等	おおむね1ヶ月以上	10
		同居の親族	同居の親族の介護・看護	7
		別居の親族	別居の親族の介護・看護	8
		障害のある子の支援等	障害のある子の通院、通学、介護等に当たっている者	10
5	災害復旧		火災、風水害、地震等の復旧に当たる場合	10
6	求職		求職活動を頻繁に行うため外出を常態としている者	5
7	就学		就学、技能習得のため通学等をしている者	7
8	虐待・DV		虐待やDVのおそれがあること	10
9	育休中		育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること(転園希望の場合)	5
10	その他		上記以外の理由で保育ができない者	7

優先等指数

番号	類型	細 目	適用	調整指数
1	優先利用	ひとり親	父又は母の死亡、離別、行方不明、拘禁	+2
		生活保護	生活保護法による被保護世帯	+2
		生計中心者の失業	就労の必要性が高い場合	+1
		DV等	虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合	+2
		※基本指数において虐待・DV以外を選定している場合		
		障害児保育	子どもが障害を有する場合	+1
		育児休業明け		+2
		兄弟姉妹の入所	兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の施設利用を希望する場合	+2
		小規模保育事業等卒園児	2歳児卒園の保育園等を含む	+2
2	減算対象	その他	地域、家庭の危険度及び経済的困窮	+1～3
		同居の祖父母	同居の60歳未満の祖父母が保育を必要とする事由に該当していない場合	-3

備 考

- 1 利用調整指数は、基本指数と優先等指数の合算とする。
- 2 基本指数は、該当する保育を必要とする事由のうち、調整指数が最も高い指数を選定する。
- 3 優先等指数は、該当する類型のうち、ひとつまたは複数の類型の合計とする。

大館市子ども・子育て支援事業計画(案)の修正点

ページ	項目または箇所	変更前	変更後
9	表:施設別利用者数	下段:H21年度～上段:H25年度	下段:H25年度～上段:H21年度
20	3 基本的視点と主要施策 の方向	①子育て環境の視点	子どもの視点からの意味から、「子育て」ではなく、「子育て」としている。 ※事業計画は変更しない
28	表:③妊婦健康診査	表のタイトル 【国が示している妊婦健康診査の実施基準】 表中 B群溶血性レンサ球菌検査	【国が示している妊婦健康診査の実施基準 平成25年3月22日付】 B群溶血性レンサ球菌検査
34	⑪放課後児童クラブ	(事業内容に追加) (表:確保方策・放課後子ども教室推進事業に追加)	放課後児童クラブ及び放課後子供教室の事業方針を、別紙(1)から(5)を追加 表の最後に「※希望する学校区を調査、把握し、実施に向けて計画的な整備を推進する。」を追加
39	表:親と子どもの健康の 確保ほか	表の項目名 平成31年度	平成31年度目標

⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

【事業内容】

放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

本市では、国の放課後子ども総合プラン（※１）に基づく事業計画と一体のものとして、確保方策を計画しています。

※１ 放課後子ども総合プラン（国・平成 26 年 7 月策定）

共働き家庭等の「小 1 の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型（放課後児童クラブと放課後子供教室の児童が、同一の小学校内等の活動場所において、放課後子供教室開催時に共通プログラムに参加できるものを一体型という。）を中心とした、放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備を進める。

平成 31 年度末までに放課後児童クラブと放課後子供教室を、全小学校区（2 万か所）で一体的に又は連携して実施し、うち 1 万か所以上を一体型として実施を目指す。

（１）放課後子供教室の平成 31 年度までの整備計画

- ・希望する学校区を調査、把握し、実施に向けて計画的な整備を推進する。

（２）放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

- ・共通プログラムの企画段階から、放課後児童クラブの支援員と放課後子供教室のコーディネーターが連携してプログラムの内容・実施日等を検討できるよう、学校区毎の定期的な打ち合わせの場を設ける。

（３）小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策

- ・運営委員会等において、余裕教室の活用状況等について、定期的に協議を行い、使用計画を決定・公表する。
- ・放課後子供教室実施日には、特別教室、体育館、校庭、図書室等の一時利用を促進する。

（４）放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

- ・放課後活動の実施にあたっての責任体制を文書化するなど明確化する。
- ・総合教育会議を活用し、総合的な放課後対策について協議を行う。

（５）地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

- ・平成 27 年度から全放課後児童クラブが 19 時まで実施。

【放課後児童クラブ一覧（17 箇所）】

施設名	開所の時間帯			利用料
	平日	土曜日	平日・土曜日（長期休業）	
桂城児童仲良しクラブ	13:00～19:00	8:00～19:00	8:00～19:00	3,000 円
城南児童仲良しクラブ	//	//	//	//
城西児童仲良しクラブ	//	//	//	//
有浦児童仲良しクラブ	//	//	//	//
有浦第二児童仲良しクラブ	//	//	//	//
釈迦内児童仲良しクラブ	//	//	//	//
東館にこにこクラブ	//	//	//	//
山瀬児童仲良しクラブ	//	//	//	//
成章にこにこクラブ	//	//	//	//
比内わんぱくクラブ	//	//	//	//
西館わくわくクラブ	//	//	//	//
はやぐち児童仲良しクラブ	//	//	//	//
上川沿キラキラクラブ	//	//	//	//
川口キラキラクラブ	//	//	//	//
長木キラキラクラブ	//	//	//	//
南キラキラクラブ	//	//	//	//
花岡キラキラクラブ	//	//	//	//

【見込み量】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
上段：全体（人）	1,135	1,100	1,063	1,033	1,002
中段：うち、小学 1～3	911	883	853	830	805
下段：うち、小学 4～6	224	217	210	203	197

【確保方策・放課後児童健全育成事業】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
施設数（箇所）	5	6	6	6	6
上段：一体型、下段：その他	12	13	13	13	13
登録児童数（人）	200	240	240	240	240
上段：一体型、下段：その他	820	860	860	860	860

【確保方策・放課後子ども教室推進事業】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
施設数（箇所）	6	6	6	6	6
上段:一体型、下段:その他	0	0	0	0	0
登録児童数（人）	304	304	304	304	304
上段:一体型、下段:その他	0	0	0	0	0

※希望する学校区を調査、把握し、実施に向けて計画的な整備を推進する。

1. パブリックコメント(意見公募)の途中報告

募集期間 平成27年3月9日(月)から平成27年3月30日(月)まで 22日間
 途中報告 0件
 今後の意見 次回の子ども・子育て会議にて報告。内容は、今後の見直しにおいて、参考意見とする。

2. 委員からの意見

①事業計画について

意見の要旨		対応
工藤委員長	社会全体のすべての立場の人が、地域にこだわらず、子どもと子どもの育みに係るすべての人達に、支援することを続けてほしいと思います。	P19の「第3章 計画の基本方針」の基本理念及び基本目標の1から3を実現できるように取り組んで参ります。
兜森委員	「基本目標3 要保護児童への対応等きめ細かな取組の推進」の関連部分を横に見ていくと「3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の方策」中、⑤養育支援訪問事業、子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童の支援に資する事業)(P29)にあることがわかります養育支援訪問事業は、いわゆる「こにちは、赤ちゃん事業」と思われますが、新生児限定対象なので、児童全体への虐待防止には当たらないと考えられます。全体に波及させるための掘り下げが必要だと思われます。	「基本目標3 要保護児童への対応等きめ細かな取組の推進」への対応は、P14下段に記載のとおり、P29の「⑤養育支援訪問事業、子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童の支援に資する事業)」に当たります。 また、P28の「④乳児家庭全戸訪問事業(こにちは赤ちゃん事業)」は、「基本目標2 親と子どもの健康の確保及び増進」に当たります。 この「⑤養育支援訪問事業」は、養育支援が特に必要な家庭の居宅を訪問し、家事指導や栄養指導、相談・助言を行う事業ですが、本市では、これまで、家庭相談員や保健師による訪問相談や、市子ども・家族支援ネットワーク会議を実施しております。 このことから、P29の「本市では、」の後を、『大館市子ども・家族支援ネットワーク会議により、必要に応じ、家庭相談員等による訪問相談を実施し、支援、助言を行い、虐待防止に努めます。』 なお、このネットワークを活用し、市全体の虐待防止策の強化を図るために、個別ケース検討会議を積極的に行います。 また、関係機関の専門性強化及び連携強化を図るために、「子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業」を実施します。』に変更します。
兜森委員	第5章 計画の推進体制(P38)1 関係機関等との連携(2)ひとり親家庭の自立支援の推進 中、「地域のひとり親家庭等の現状を把握しつつ、総合的な政策を推進します」とあります。具体的な事業展開としては、「対象者の実態調査等による現状把握」に基づいた政策展開…となるのでしょうか？具体性に乏しいような感じがいたしました。	P38には、施策の目標・方向性として記載させていただきました。具体的には、今年度に引き続き、ひとり親家庭等自立支援事業や、保育所への優先入所、母子生活支援施設、自立支援給付金事業、資金貸付などを実施します。 なお、今後、事業方針が決まった新たな政策については、平成27年度の子ども・子育て会議で説明して参りたいと思います。
野村委員	P22 「統廃合を検討します。」を「統廃合を地域の実情を十分考慮し検討します。」と付け加えてほしい。	具体的な内容を検討する際には、当然のことながら、地域の実情を考慮する必要があると考えますので、ご意見のとおり変更します。
丸岡委員	地域子育て支援拠点事業の検討課題として挙げている専用施設の設置検討は、具体的な案などは出てきているのか？場所の問題も含め、可能なのか？	(口頭説明)
岩間委員	P3ほか 「障害」を「障がい」と表記するようになってきているが…	ご意見のとおり、現在は「障がい」と表記するケースが増えてきておりますが、どちらかを使うようにとの通達はありません。 そのため、厚労省の表記及び市の障害者計画が「障害」としていることから、当事業計画においても「障害」とすることといたします。 なお、今後、国からの通達等により、表記を統一することとなった場合に、対応することといたします。

②その他

意見の要旨		対応
伊藤委員	病児保育について、流行性の病気の時に預けたくても、早く疾患した子どもでいっぱいになっており、1日も利用できなかった。	現在、定員増を検討中です。
伊藤委員	市で伝えたいこと、園で伝えたいことをきちんと連携させてから保護者に伝えてほしい。	1号認定の保護者への説明不足により、大変ご迷惑をお掛けしましたことをお詫び申し上げます。 今後は、保護者に分かりやすく伝えるため、市と園の連携を密にし、対応して参ります。
野村委員	会議の回数、時間は、今までどおりで良い。	了解しました。
丸岡委員	放課後児童クラブは今後も継続していただきたい。PTA会員より、『非常に助かっている、土曜日仕事のためありがたい』という意見が多い。	今後も継続していきます。 また、ニーズが多いことから、P35のとおり、実施箇所の増設を検討して参ります。